

件名	愛媛県農林水産研究所使用料条例の一部を改正する条例
主管課	林業政策課
根拠法令等	

【改正の概要】

農林水産研究所林業研究センターにおいて「面内せん断試験機」を新たに導入することに伴い、「木材の強度試験」に係る使用料（上限額）を改定するもの。

（使用料の額）

第2条 使用料の額は、別表に定める額の範囲内で知事が定める額とする。ただし、特別の経費を必要とする分析等に係る使用料の額は、実費を基準として知事が定める額とする。

別表（第2条関係）

1 分析等に係る使用料

区分	種別	単位	金額
省略 林業関係	省略 木材の強度試験 省略	1件につき	19,200円（改正後）
省略			9,100円（改正前）

2 施設の使用料 省略

本条例では使用料の額の上限を示しており、個別の試験等に係る使用料については、「知事が定める額」として、「愛媛県農林水産研究所使用規則」にて定めがある。

施行日	平成23年11月1日
-----	------------

【その他参考事項】

1 「面内せん断試験」とは

面状に加工された木材の強度を測定する試験。耐力壁（木材を加工したもので、筋交いを有する壁や合板等の面材を釘打ちした壁等の実大パネル等をいう。）に水平過重を加え破壊させて荷重を測定するもので、この測定値を用いて、面状の木材が有する地震や風圧への抵抗力（壁倍率）を算出する。なお、同機の導入により、精度の高い試験結果を得られるようになることから、県内製材業者の技術向上に資すると期待される。

2 設置に係るスケジュール

5月16日	入札
5月20日	業者と契約締結
8月末	試験機搬入
9月上旬	設置工事開始
10月末	設置完了
11月1日～	稼働開始

3 本条例を9月議会に上程する理由

面内せん断試験機は、22年度補正予算にて導入が決まっていたが、機器整備までに時間を要するために全額23年度に繰越して導入したものであり、11月1日からの稼働を見込み、本条例の9月議会での成立を求めるものである。